

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成24年9月3日 11時～

場所：全員協議会室

### 1 発表事項

第7回全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催について  
みえ現場 de 県議会「もうかる農業への女性参画」の開催について  
三重県議会インターンシップ実習生の受入れについて

### 2 冒頭の発言事項

第2回定例会を迎えての抱負

### 3 質疑項目

発表事項に対する質疑

- ・みえ現場 de 県議会と全国シンポジウムについて
- 文書質問制度について
- 報酬に関する在り方調査会について
- 鳥羽港の改修工事に関する公文書改ざんについて

### 1 発表事項

第7回全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催について

(議長)おはようございます。よろしいでしょうか。ただ今から、9月の議長定例記者会見を開催させていただきます。まず初めに「全国自治体議会改革推進シンポジウム」について発表をさせていただきます。全国の自治体議会議員の交流・連携を図ることを目的に、これまで6回開催をさせていただいてまいりましたが「全国自治体議会改革推進シンポジウム」について、第7回目を11月19日月曜日、午後1時30分から津市のセンターパレスホールにおいて開催させていただきます。今回は、地方分権時代における自治体議会の機能強化をテーマに、全国の先進事例や地方自治法の改正議論も交えながら、意見交換を進めていく予定でございます。基調講演として、全国知事会会長で京都府知事の山田啓二さんに「地方分権の推進」などについてお話をいただいた後、パネルディスカッションでは、法政大学教授の廣瀬克哉先生のコーディネートによりまして、東京大学名誉教授の大森彌先生、宮城県議会議員の畠山和純議員、前の議長さんでございました。で、私ということ。この3人をパネリストとして実施をさせていただきます。なお、パネ

リストにつきましては、もうお一方ぐらいお願いできるかどうか、現在調整中でございます。また、シンポジウム終了後には、隣接の津都ホテルにおいて交流会を予定をさせていただいております。報道機関の皆様には、当シンポジウムの情報発信につきましては、どうぞご協力をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

#### みえ現場 de 県議会「もうかる農業への女性参画」について

(議長)次に、多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため、今年度も「みえ現場 de 県議会」を開催いたします。具体的な内容につきましては、広聴広報会議議長であります舟橋副議長から説明をしていただきます。

(副議長)「みえ現場 de 県議会」については、今年度も昨年度に引き続き2回開催する予定ですが、このうち女性を対象にしたものについて、具体的な内容が整いましたので発表させていただきます。お手元の資料をご覧ください。10月26日金曜日、「もうかる農業への女性参画」をテーマに津市内で開催をさせていただきます。今回のテーマについては、県議会の3人の女性議員が中心となって企画し、広聴広報会議で検討した上で決定いたしました。が、農業については比較的女性の意見が反映される機会が少ないのではないということから設定したものです。当日は、テーマに関係する団体や個人と意見交換を行う予定であり、傍聴も可能となっておりますので、報道機関の皆様におかれましては、情報発信についてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 三重県議会インターンシップ実習生の受入れについて

(議長)発表事項の3項目でございます。次に、三重県議会インターンシップ実習生については、先月の議長記者会見でも2名を受入れる旨発表させていただきましたが、実習期間や業務内容などが決まりましたので、お知らせいたします。お手元の資料をご覧ください。実習期間は、9月18日から28日の約2週間、実習内容は本会議などの議会の基本的な活動に関する業務のほか、議員提出条例検証特別委員会などの業務に従事いたします。なお、実習生の受入式は、9月18日9時30分から3階議長応接室で行いたいと思っております。インターンシップ実習生には、今回の実習を通じて、地方議会への理解を深めるとともに、今後のキャリア形成にもつなげていただきたいと思います。と思っております。

## 2 冒頭の発言事項

### 第2回定例会を迎えての抱負

発表事項は以上でございますが、今月から第2回定例会が開催されるに当たり、私の方から抱負を述べさせていただきたいと思っております。先月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が国会で可決・成立し、平成26年4月から消費税が段階的に引き上げられることとなりました。また、本県においては森林づくりに関する税の導入について議論が本格化する見込みでございます。税の在り方を決定するということは、政治に携わる者に課せられた最も重要な責務の一つでございますので、県議会でも積極的に議論していきたいと考えております。さて、今定例会では平成23年度三重県歳入歳出決算を初め、予算編成プロセスや地域機関の見直しなど、重要な案件が提出されることが見込まれております。また、平成25年度当初予算に関する調査も、予算決算常任委員会において行われる予定でございます。決算と予算を一体的に審議し、来年度予算編成に向け、県民生活の向上につながる政策提言が行われるように期待をいたしておるところでございます。また、先の定例会で可決・成立した議会基本条例の一部改正に伴い、今月29日から文書による質問制度が施行されます。文書による質問は、議会機能強化の取り組みの一つとして、本会議での質問等の機会にとらわれずに、常に質問することのできる仕組みとして導入されるものでございます。文書による質問が実際にできることとなるのは10月16日以降であります。議員各位および執行部の協力を得まして、円滑な運用に努めてまいりたいと考えております。さらに、先の定例会で、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において通年議会を導入することが適当とする最終報告を取りまとめていただきましたので、今定例会では、条例改正等、所要の見直しについて具体的な議論が行われることになると考えるところでございます。私からの発表事項については以上でございます。

### 3 質疑応答

発表事項に関する質疑

・みえ現場 de 県議会と全国シンポジウムについて

(質問)それぞれこのシンポジウム、「みえ現場 de 県議会」ともう一つのシンポジウムなんですけど、これ一般の人っていうのは聞きに行けるんですか。

(議長)最後、いくつ、どれでしょうか。

(質問)この2つ、発表事項の1と2なんですけれども、これ割りとは普通の一般の方でもですね、関心があるテーマだと思うので。

(議長)大丈夫でございます。

(質問) 例えばその、問い合わせ先とかは議会事務局でよろしいですか。

(議長) 議会事務局の方に問い合わせただければ。

(質問) それぞれだいたい一般の枠って何人くらい入れるものでしょう。

(議長) 会場のキャパシティ(注: 収容人数の意)にもよるんですが、「現場 de 県議会」は20人くらいでしたら大丈夫ということ。

(質問) シンポジウムは何人くらいまでOKですか。

(議長) 議員の集まりにもよるんですが、だいたい例えば、500人くらいのキャパシティとしますとですね、どうなんでしょう100人くらいは入れるのかな、そんな感じがしますが。

#### 文書質問制度について

(質問) 先ほどの文書質問権の関係なんですが、われわれも含めた県民への周知、一般質問なら議会を見に来れば質問内容と答弁というのは聞けるんですけど、文書質問に関してはどのような手続きでもって公開されるんでしょうか。

(議長) 議会事務局にちょっと説明させますが、一般に対して議会で文書質問がどんなような案件が提出されたのかということでございますね。この考え方ですが、別途文書質問記録集というのを作成するということはわれわれ聞いておりますけども、記者さんおっしゃってるのはその時点でこんな質問があったかどうかということですね。

(事務局) 基本的には文書質問書あるいは回答書が出された時点で、全議員に配付した後にその内容につきまして、ホームページ等で公表するとそういう予定になっております。

(質問) その文書質問書を出した時点と回答へはかなりのタイムラグがあると思うんですけど、両方ですぐ周知するという理解でいいんですか。これっていうのは基本的に何時でも出せるんですか。

(事務局) 基本的には旧の定例会年4回制というのがございました。その時の閉会時に行うことが基本原則となっております。それで、実際に始まるのは今年でいきますと10月16日以降ということになっております。

(質問) 先ほどの感じではその都度ホームページと同時に記者クラブにも、だれだれ議員がこういった質問を当局あてにしましたというのは教えていただけるものなのでしょうか。

(事務局) 特に記者クラブへ資料提供という形では考えてないですけど、議員に配付後速やかにホームページで見えていただくという形で申し合わせています。

(質問) ということはこちらとしてもその都度ホームページでチェックしておかなければいけないということですね。

(事務局) 実際に出た場合はまた議会運営委員会等で諮らせていただきまして、了解となればそういう手順を取るのも考えられるのかと思うんですけど。

(質問) 議員に配付した直後に、記者クラブに配付して欲しいんですけども、そういう方向で検討してもらえますか。議員に配付したものをそのままその後で記者クラブに配付するということ。

(事務局) 議会運営委員会の方へその旨伝えさせていただきたいと思います。

(質問) 議長いかがですか。

(議長) 記者さんおっしゃるように、議員の配付と同時といいますか、時差が無いように記者クラブにも提供させていただくというそういう心積もりであります。

(質問) お願いします。

(議長) 最終的には議会運営委員会等で諮らせていただきます。

(質問) 議長として、文書質問権を今回から認めるという、どんなようなメリットが今までと違ってあるというふうにお考えですか。

(議長) そうですね、何人も質問できなかつたと、われわれ本会議では例えば年に1回ということでもありますけども、時宜を得た質問事項といいますか、懸案事項についてですね、執行部に対して物申したいとか質問したいという場合にですね、この制度を利用させていただくというのは議員にとってまた県民にとってですね、非常に有益なことではなからうかなとこんなふうには思います。

あと緊急性とかですね、いろんなことが考えられますが。

(質問) 副議長はどうですか。

(副議長) 基本的にはいつでも聞けるものは対象にしないでおこうという議論がありました。ですから、いわゆる一般質問、代表質問そういう時だったらその時にできますけど、その空白の期間、さっき説明がありましたように、旧の4つの定例会の隙間の期間に緊急を要する課題について質問ができるようになったということはタイムリーさを打ち出せるんじゃないかというふうに思っています。

議員報酬等に関する在り方調査会について

(質問) 先ほどの代表者会議で「議員報酬等に関する在り方調査会」の調査報告をワーキンググループで議論した後ですね、知事の方ですね報酬等審議会にかけるというふうな話になりましたけども、これ調査会の報告を重視するということになりますと、報酬等審議会の方にもこの本則の方で議員報酬アップというのが報酬等審議会にかかるというふうなことになりましかれども、この本則アップというのをかけるということについて、議長はどういうふうに感じておられますか。

(議長) その報酬等審議会ですね委員の皆さん方の意向がどういうものなのかということは、推測ですので分かりません。ただ、1年かけて在り方調査会の先生方たちが熱心に議論をしていただいたし、なおかつ知事と議会とのですね役割について公選職としての議員の仕事というのを評価していただいた結果がああいうような数字でありますので、その辺のところもよく踏まえていただきながらですね、報酬等の審議会の委員の皆さんがご判断していただけるものだというふうに思っておりますけども、これはやっていたかかないと今のところですね、どんなふうな結果になるかということは、この場では私からは申し上げにくいな、そんなところであります。

鳥羽港の改修工事に関する公文書改ざんについて

(質問) 先月末にですね、鳥羽港の改修工事における事故繰り越しがですね、実は不適正に行われていたという県からの報告書があったわけですけども、今後議会としてですね、あの問題についてどのように追求していかれるお考えなのかということ、正副議長ご両名にお伺いしたいです。

(議長) この記者会見が終わった後ですね、もう一度代表者会議を開かせてい

ただ、そこで執行部からこの件について説明があるのかな、こんなふうに思います。その説明を受けて各会派の代表者がどういうふうなご意見が出るかというそういうところがございます。いろんな意見が出るかなと思いますけど。

(副議長) 処理方針は同様です。

(質問) ご感想としてはどのような。事案、新聞報道等でありましたけど、どのような感想をお持ちですか、両名。

(議長) 公務員としてですね、原点に戻ってコンプライアンス(注: 法令遵守の意)の遵守とかですね、再発防止について具体的にどのようなことが執行部から提案されるのか、強い関心を持って聞きたいな、こんなふうに思っております。あとその後ですね、それぞれの代表者会議の皆さんがどういうようなところでこれを議論していくのかというのは、またその時点で考えさせていただく、そんなふうに思います。

(副議長) 情報公開制度に対する認識がやはり職員にまだ甘さがあったというふうには感じます。公文書はきちんと情報公開の対象であるということをもっと強く認識してもらわなければならないと思います。ただ同時に単年度主義、事故繰り越しに対するプレッシャー、そういったものの問題点ももう少し中で、国とも議論することも踏まえて、含めてしてもらわなければ事故繰り越しができない、国からの補助金が有効に使えない、全て県費で賄わなければならないというようになってしまうのは決して得策ではないというふうには考えています。

(質問) 問題は文書公開制度、公文書の改ざんが問題の発端になったわけですが、それ以前に証拠の改ざん、証拠のねつ造、いわゆる事故繰り越しを申請するための書類、写真にねつ造などがあったわけですが、いわゆるその職員の方の思いの原点には、できれば県費を支出せずに国の補助金を利用したいというような、ある意味職務に忠実といってもいいようなことがあったわけですが、それに関してはご両名どのように受けとめてらっしゃいますでしょうか。公務員の資質について、お願いいたします。

(議長) コメントしづらいですね。しかし県としてのですね、それぞれの職務を遂行しなければいけない中で、しっかりとした決めがあると思うんですね。土木は土木、農林なら農林、それぞれ決めがあると思います。それを逸脱してですね、公文書を偽造したりするということはこれはもう、基本中の基本だと

いうふうに思います。やってはならないことだいうふうに思いますので、その辺のところをどうこれから執行部がですね、県当局が具体的な、先ほども言いましたけども事故防止策を出されるのかということは、大いに注視していきたいな、こんなふうに思います。もう一度県の職員の皆さんにですね、注意喚起を促すということはここ一番大事なことかな、こんなふうに思います。

(副議長) 県庁あがりの私としては、非常に気持ちも分かりますし、実態も分かりますけども、だめなものはだめですよ。

( 以 上 ) 11時22分 終了